

評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<p>保育所のしおりや市の保育実施要領などに保育理念３項目「心身ともに健やかに育成される」「児童の生活をひとしく保障し愛護する」「保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する」が明文化されている。また、保育の基本方針５項目「人として生きる力を養う」「健全な心身の発達を図る」「豊かな人間性を持った子どもを育成する」「子どもの福祉を重視した保護者支援を行う」「地域における子育て支援のために、社会的役割を果たす」も合わせて掲載されている。保育の目標である「心身ともに健康な子」「自分を大切に 友だちも大切にできる子」「安定した環境の中で考え、働きかけていける子」「何事にも関心を持ち、意欲的に遊べる子」「自己表現のできる子」が設定されており、これらに基づいて園目標が取りまとめられている。年度初めの学習会などで確認したり、事務室や各保育室に掲示して職員が日常保育活動の際にも適宜確認できるようにしている。入所説明会や年度初めのクラス懇談会などで保護者に説明して周知し、園だよりは目標を意識して掲載し話の中で触れたり、掲示位置にも工夫して理解促進に努めている。</p>

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<p>社会福祉事業全体の動きや子育て制度に関する法改正などの最新情報を、定例所長会・所長連絡会、社会福祉に関する冊子や関連専門誌、新聞記事、インターネットなどから収集・把握して、関連する資料は事務室にて保管しており、全職員が適宜必要に応じて確認できるように整理している。また、市担当課などから提供される文書類は職員に回覧し共有するとともに、事務室にファイリングして保管している。「保育所であそぼう」「園庭開放」などの事業を通して参加者から地域の子育て状況などを把握したり、運動会や夏まつりなどの行事の際には近隣世帯の方の参加を呼びかけ交流もしており、近隣居住者との接点を大切にして子育てニーズなどの把握に努めている。</p>
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<p>保護者や保護者会などから寄せられる意見や要望、アンケート結果などをもとに、保育活動や施設設備の改修などの課題と、前年度からの引継ぎ事項などを含めて整理し、これからの対応や改善内容などを取りまとめて記録して的確な対応につなげている。要望や意見などは職員間での検討・協議を行い、取り組めるところから事業計画や行事の内容などに反映させ、子どもたちの楽しい生活や発達につながる工夫や配慮に活かしている。保育の質向上に向けては、内外の研修や自主研修などの様々な研修に参加したり、職員一人ひとりの良さを認め成長を促して保育活動や地域との連携や交流などを進めている。園庭開放への参加促進、保育参加への取り組みなどを課題として協議を進めている。</p>

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
<p>I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	<p>b</p>	<p>市の子育て支援に関する「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、平成31年度までの5カ年の期間で「就学前の親子への支援の充実」「子どもの笑顔を育む環境づくり」「様々な支援が必要な子どもや家庭への支援」「子育てを応援する環境づくり」の5つの基本目標が設定され各種の事業が展開されている。保育所に関連する主な事業では、食育の充実、第三者評価事業などが挙げられている。市の保育理念・基本方針・保育目標を受けて、保育所の保育目標が定められ、保育活動に展開されている。保育所の抱えている課題やより具体的な保育活動の推進などを考慮し、おもちゃなどの拡充・整備や子どもへの提供の仕方・見せ方、保育所からの情報をどのように提供していくかなど、具体的な取り組み内容・達成目標及び指標を含めた保育所独自の中期計画の策定が望まれる。中期計画の策定にあたっては、職員全員による合議を基本とする協議を進め、保育所の将来像の検討や設備などの具体的な改修なども盛り込んで、職員各自の思いが子どもたちのさらなる楽しい保育所生活に活かされることを期待したい。</p>
<p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>	<p>市の「子ども・子育て支援事業計画」をもとにして、公立保育所全体の運営計画が年度毎に策定されており、計画目標や施策等に沿って保育課程を見直して保育指導計画が策定されている。保育所として果たすべき子どもたちの養護・教育、保護者支援、人権保育、地域における子育て支援の役割と具体的に実施していくことを明確にして、保育理念・方針や保育目標、園目標の達成に向けて日々の保育活動に取り組んでいる。保育活動に関しては、年間の保育指導計画や行事計画などが作成され、計画に沿って保育の活動が進められている。</p>

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
<p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a</p>	<p>市内の公立保育所所長で構成される所長連絡会・保育所運営委員会において、年度毎に全保育所共通の運営計画が策定され、それに基づき各保育所の活動が行われている。所長連絡会は給食研究会・学習会・人権保育推進検討委員会等の係に分かれ、年度毎に活動報告を取りまとめ、保育課長への要望・次年度への課題を整理している。運営委員会は進行管理部会・運営部会・研修部会から構成されており、報告書を作成して各保育所の保育活動・研修・安全管理などについて評価・振り返りを行っている。所長連絡会などで協議された運営計画の内容は職員会議を通じて職員全員に伝えられ、必要に応じて時間外の職員にも周知されて共有されている。また、保育所における事業計画については、それぞれの対象期間毎に年・期・月・週に分けて計画及び実践の評価・振り返りを行い、職員会議等で話し合い次期計画策定に活かしている。研修計画の内容などの情報も職員会議を通じて各職員に伝えられ周知されている。市の協議組織では障害児保育検討会や保育所安全委員会などに園長が参加して保育所での取り組みにつながる検討を進めている。</p>
<p>I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所での年間行事計画は年度初めの保護者会で配布して説明を行い、変更などがある場合にはその都度保護者に配布物や掲示などを通して知らせている。季節に応じた行事や障害児通所施設や子育て支援センターとの交流事業、「保育所であそぼう」「園庭開放」などの事業、公開保育などの取り組みを伝え、保護者との相互理解に活かしている。日常の保育に関しては、週案を保育室内に掲示して保護者に子どもたちの活動や予定を伝えたり、その日の活動内容などを入口に掲示して紹介することで子どもの様子を知ってもらっている。保育指導計画の内容なども合わせて保護者に伝えていくことで、保護者との信頼関係をさらに高められることも期待したい。また、保育活動でのねらいや子どもの成長の目安などを具体的に保育課程等の資料を用いて伝えることで、保育への考え方や工夫なども合わせて知らせ、保育所への理解と協力につながる取り組みとされたい。</p>

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	<p>行事後には行事の内容や進行などについて評価・反省を行い、保護者からのアンケート調査結果をもとに今後に向けての課題などを職員間で協議し、改善や見直しに活かしている。子どもの状況に合わせて職員会議、週案会議などを行い、丁寧な対応に努め、保育内容の質の向上に活かしている。また、市全体で保育所運営委員会を行い、各保育所での懸案事項や市全体で協議すべき項目などを協議し、年度末には行政への要望・次年度への課題を提示してさらなる改善につなげている。保育の計画は保育課程をもとに、年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画、個別計画が作成され、年間指導計画は年2回職員会議で評価・反省を行い、月間及び週間指導計画、個別計画の評価・反省はクラス内で話し合ったり、計画立案者が個別に評価・反省をしている。週間指導計画は毎週の週案会議で実施計画を評価して、翌週のクラス体制を確認し計画の内容が年齢や発達に応じたものになっているかを話し合い決定している。進行管理表を用い年度毎に保育活動の状況を確認し、保育の質向上に活かしている。</p>
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	<p>所長を中心にしたメンバーで運営や保育活動の状況を調査し、運営委員会で協議して各保育所に戻して改善・向上に向け取り組んでいる。また、社会福祉施設一般監査の自主点検を行い、評価を行う体制を整備して対応を行っている。年間指導計画は前期と後期に分けクラス打合せでの評価・反省を踏まえ、職員会議で検討・協議を行い次年度の計画策定に活かしている。保護者参加行事の後にはアンケート調査を行い感想や意見をまとめ、職員会議で問題点や課題などを話し合い、改善内容などを検討し、その後の保育活動などに反映させている。行事のアンケートの結果は集計して保護者に配布し、必要に応じて改善策などを合わせて伝えている。</p>

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－１－（１） 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ－１－（１）－① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	所長は保護者対応や保育活動全般における施設の責任者としての立場を明確にし、リーダーシップを活かして保護者や職員とのコミュニケーションを大切に、地域社会での保育拠点としての連携・協働、人権保育を進め、職員の保育活動を支援している。また、副所長は所長と連携・協力して、保育におけるリーダーとして所長を補佐し、各職員の指導・支援や保育活動が円滑に進むよう配慮している。職務分担表が整理されており、所長・副所長・保育士・看護師・給食調理員・用務員の役割が明示されており、所長等の職務分担は事務室内に掲示され、職員に向けて周知されている。
Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	職員研修などを通じて児童福祉法などの各種法令に関する理解を深め、習得した法律や制度等の改正点などは職員会議等の所内会議で周知・共有し、職員間での共通認識に活かしている。個人情報保護など遵守すべき法令に沿って、会議などの場を通して繰り返し伝え確認を徹底している。また、市職員の実務の手引きにはサービス内容が整理されており、各種の義務行為・禁止事項などに沿って保育活動が進められている。
Ⅱ－１－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ－１－（２）－① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	職員会議・週案会議などを通して、報告・連絡・相談を徹底し、保育業務を適正に進められるよう情報などの共有に努めている。保育活動に関する記録の指導、保護者との対応方法やお迎え時の会話など、職員間での意思の疎通やコミュニケーションを図りながら、保育における現状を把握して、課題や改善点などを積極的に話し合える環境を整え、保育の質向上につながる様々な取り組みを行っている。個別面談を行い、職員の意向把握や指導に活かし、実績評価につなげている。
Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	各種会議や朝礼などの打合せを通じて、子どもたちや保護者に関する情報の共有に努め、その日の状況に合わせて職員が働きやすい人員配置に配慮している。また、職域を越えて意見交換が活発にできるよう雰囲気作りにも考慮している。できるだけ職員間での合議のもと、取り組みの方向が決まるように配慮し、最終的には所長が決め、職員が責任を持って取り組んでいけるよう意見を尊重するようにしている。所長会の部会では各種書式の検討を行い、事務作業の簡略化・効率化につなげ、保育の質向上が図れるように工夫も進め、職員が意欲的に保育にあたるようにしている。保護者からの要望なども参考にして効率よく保育所の運営ができるよう取り組んでいる。また、保育活動に支障が出ない無理のない範囲での節約などにも努め、経費の抑制も心がけている。

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	人事配置については市の基準に沿って行われて、保育所からは職員採用への要望などを担当課に提出している。保育所内の担任などの配置は、3月末の職員会議で各自の希望を聞き、話し合いで調整して決めており、職員間での相性なども考慮し、資質や経歴などに配慮してバランスよく保育所運営が円滑に進むように努めている。配慮が必要な子どもには、障害の状況に応じて加配の職員が配置されている。また、市が求める職員像が明示され、「一人ひとりを大切にする保育」が取りまとめられて保育者としての基本姿勢が明示されている。環境・関わり方・受容・ことば・名前の呼び方・人数を数える時・性の違いの考え方が整理され、保護者・家庭支援、地域、職員間、個人情報保護についての基本の方向性が明示されており、職員間で共有されている。
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	職員は自己申告書の書式に沿って記入を行い、市の担当課に提出して人事異動などにつなげており、職員には適宜フィードバックが行われ、希望に合わせて異動などの対応がなされている。人事評価制度では、枠組みとして「能力」「意欲」「実績」の3つの評価項目から構成される「目標シート」を用いて考課が行われ、面談による評価結果を受けてそれぞれの評価内容が確定される。また、「職員の給与について」という文面が整理されており、職種に応じた初任給、職務の等級に応じた職務内容などが明確にされている。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の希望に合わせ、週休・夏季休暇・福利休暇が取得できるように勤務状況に配慮をしている。また、事務作業時間を勤務時間内で取れるように工夫している。異動に関する希望は自己申告書で提出しており、面談や日常の保育における職員とのコミュニケーションなどを通して把握している。所内での担任や係などの希望は、職員会議等での協議をもとに検討し職員の資質や経験などを考慮して所内のバランスを踏まえて対応している。県の市町村職員共済組合に加入し、組合の冊子や毎月発行される共済だよりなどから情報を得て、提携施設などの利用ができるようになっている。市の福利厚生事業にも様々な取り組みがあり、保育所内では親睦を兼ねた交流会などが行われている。

<p>Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
<p>Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>職員の育成については保育実施要領の中で基本的な取り組み姿勢が明記されており、職員に配布されている。保育所運営委員会の研修部会では市立保育所研修計画が検討・協議され、計画については年度毎に今後の課題と合わせて報告書として整理し、次年度の研修計画に反映されている。「目標シート」を用いて「能力」「意欲」「実績」の項目について自己評価を行い、面談などを通じてフィードバックされ、個々の資質向上に活かしている。また、副所長を責任者として人権保育への取り組み・考え方などの共通認識化に向けて所内研修を行い、職員間での意識付け・保育の実践につなげている。</p>
<p>Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b</p>	<p>市の職員研修として、新人研修・役職別研修・職種別研修などが計画に沿って行われている。また、市立保育所研修計画が年度毎に策定され、それに基づき人材の育成・技能や知識の習得につながる取り組みが進められている。所内研修では内容別研修・県保育士会研修・南部地区研修・全職員が参加している自主研修、食物アレルギー・AED・子どもの思いに寄り添った保育・人権、手遊び・手話歌などを中心に研修が行われている。この他、所外での研修にも職員が個別に参加し、自己研鑽に努めている。人事評価制度で用いている「目標シート」を活かして職員一人ひとりの保育士として目標・参加したい研修内容などを把握し、個別の人材育成計画として取りまとめ、人材の育成・資質の向上等につなげる工夫も期待したい。</p>
<p>Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>	<p>研修成果についての振り返りが毎年度保育所運営委員会の研修部会で行われ、次年度の研修に関する実施計画が提案されている。研修に関する案内などをもとに職員から希望を取り、自らの希望に沿って参加ができるよう勤務シフトなどに配慮して、保育業務に支障がない限り参加できるように対応している。研修に参加した職員は受講後、復命書を所長に提出しており、個々の研修成果を見直して職員会議で報告することで研修内容の再確認などに活かし、職員間での保育に関する知識や技術の習得、周知・共有に活かしている。研修に関する記録が順次蓄積されており、次年度の研修計画へ反映できるようにしている。さらに、個々の研修成果が保育活動の中でどのように活かされ、子どもたちの養護・教育などにどのような成長となって表れてきているのかを評価・記録して職員間で確認・共有するフィードバックの場も検討されたい。</p>
<p>Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
<p>Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>	<p>受け入れにあたっての留意点、手順などは実習生の受け入れに関するマニュアルに明記されており、マニュアルに沿って対応している。保育所では受け入れ体制を整備し、保育の専門学校・大学・看護関係の学生の実習を受け入れ、多くの実習生が来所して実習を行っており、話し合いや指導の場を設けて職員と実習生双方の成長につながる機会としている。個人情報の扱いを含め、副所長を中心としてオリエンテーションを行い、職員全体に伝えて紹介している。実習生には予防接種の確認、検便の提出などを義務付けており、個人情報の守秘義務に関する誓約書にサインと押印を受けて、受け入れる職員双方における個人情報の遵守を徹底している。</p>

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	保育所の情報は市のホームページやガイドブックなどで公開されており、地域に向けては保育所入口に行事などの開催に合わせてポスターを掲示するなど、適宜行われている。「保育所であそぼう」のお知らせも掲示して地域の居住者に保育所情報を公開しており、広報紙でも保育に関する情報が紹介されている。子育てガイドブックや保育所ガイドブック、パンフレットも発行されており、適宜配布されている。また、情報公開の請求があった際には市の個人情報保護規定に沿って的確に対応する制度が整備されている。
Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	県や市の行政監査を受けており、市内の保育所全てが第三者評価を受審して、保育の質の向上・組織運営の効率化・適正化などに活かしている。今後も毎年、3～4カ所の保育所で第三者評価を受審して、さらなる保育活動の質向上、子育て支援への積極的な取り組みに活かしていく予定である。また、保護者に向けては保護者会の際に保育に関する新しい制度について説明したり、おたよりや年間行事計画などを通して保育所での取り組みを伝えて理解と協力につなげている。

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	保育所での夏まつりや運動会、公開保育などには、地域の高齢者や子育て家庭、保護者などが参加して子どもたちとの交流を楽しんでいる。行事の際には保育所入口にポスターを掲示したり、お知らせを保育所周辺に配布するなどして参加を呼びかけることで多くの方々の来所を促している。公開保育の際には学校の先生、民生委員、公共施設の職員などの参加があり、地域の情報を把握する機会ともなっている。また、近隣の小学校との連携では訪問交流を行い、1・2年生と遊んだり、学校探検やお店屋さんごっこを通してふれあいを楽しみ、就学に向けた取り組みとしても活かしている。
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	保育実施要領の中にボランティアの受け入れに関するマニュアルを準備し、保育所内の対応体制を整えて受け入れている。副所長がオリエンテーションで個人情報の保護に関する説明・確認などを行い、個人情報保護に関する注意事項などを説明している。受け入れにあたっては社会福祉協議会を通じて行っており、基本的な考え方・対応などを伝えている。中学生の職場体験や高校生のボランティアを受け入れており、年齢が近いこともあり、子どもたちにとっては兄弟と接する感覚での交流の場になっている。

<p>Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。</p>		
<p>Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a</p>	<p>おさんぽマップを保育所内に掲示し、周辺の公園や公共施設などの社会資源の位置を伝えている。発達支援相談センターや児童相談所、子育て支援センターなどとの連携を活かした対応を進め、市役所などからの配布物を保育所内に置いて保護者に配布したりしている。この他、保健センター、社会福祉協議会、警察署、消防署、地区の区長と連携して地域に根ざした保育所を目指している。地域の子育て支援を担う施設として、市役所・発達支援相談センター・保健センター・児童相談所、医療機関では嘱託医などと必要に応じて連携が取れるように配慮している。職員会議を通して職員にも周知し、必要に応じて迅速な対応が取れるように努め、保育活動の充実・子どもたちの健康管理・安心安全対応に活かしている。交通安全や不審者対応の防犯指導、心理士や作業療法士の巡回相談や保育指導を受けたり、就学に向けた相談員の講和を行うなどもしており、近隣の小学校との交流や連携にも力を入れている。</p>
<p>Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
<p>Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>a</p>	<p>交流保育では子育て支援センターでご案内を配布してもらい、地域の子育て家庭の子どもがクラスに入り在園児と一緒に遊んだりしてふれあっている。園庭開放でも地域の子どもたちが遊ぶ姿が見られ、アンケートに記入してもらい対応の工夫に活かしている。「保育所であそぼう」では子どもたちと交流してもらい、保育所での生活の一端を体験してもらっている。また、保育所にはAEDが設置されており、職員はAEDの講習会を受講して緊急時の対応にも備えている。</p>
<p>Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>行事後のアンケート、保育所であそぼうや子育て支援センターを通しての園庭開放、公開保育、交流保育などを行い、地域の子育て家庭支援につながる情報収集をしている。また、見学会などの際にも参加者から話を聞いたり、保護者とのコミュニケーションで地域における子育てニーズなどの情報を直接収集・把握するように努めている。行事関係のお知らせを配布する際にも地域における情報把握を行い、保育に活かしている。この他、市の担当課や社会福祉協議会、民生委員などからの具体的な福祉ニーズの把握も行っており、所長連絡会では各保育所の所在地域での待機児童の情報などを把握して保育に関する対応につなげている。地域の子育て家庭に向けて、保育所での夏まつりや運動会などの行事への参加を促し、保育所での活動に触れてもらう取り組みを行っている。</p>

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	業務にあたって必要な内容などは保育実施要領として整理し全職員に配布しており、保育実施要領は事務室にも常備しており、全職員がいつでも確認できるよう配慮している。守るべき倫理や規範などは保育所職員ハンドブックの書面に取りまとめられており、職員として気をつけたい言葉と態度などの共有に努めている。人権保育に重点をおいて保育活動を進めており、県全体の実践交流会に参加したり職員会議やテーマを決めた所内研修で子どもの思いに寄り添った保育などについての協議を行い、職員間での共通認識と対応の向上などに活かしている。この他、AED講習などを行い、子どもたちの安心と安全につながる取り組みも積極的に行っている。保育に関する情報などは職員全員で共有し、気づきに活かしている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	保育所職員ハンドブックを用いて読み合わせを行うなど、人権保育の推進と合わせて職員としての個人情報の守秘義務についての共通認識を向上させている。マニュアルや保育実施要領の中に子どもたちのプライバシー保護への配慮などが明示されており、全職員に配布して周知・共通理解をしている。保護者からは個人情報や写真のホームページ・園だよりへの掲載などに関して同意書を提出してもらい確認している。また、子どもたちの個人記録・資料（児童票等）はファイリングシステムの手引きに沿って個別のファイルで管理し、事務室の鍵のかかる書棚に保管している。子どもに対してはプールの際の着替えでは全部脱ぐのではないことを伝え、タオルを巻いて対応している。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	園の概要などの情報は市の広報誌やホームページ、ガイドブックで公表されており、保育目標やデイリープログラム、年間行事予定などが掲載されているイラスト入りの三つ折りのパンフレットを作成して見学者に配布している。見学者は随時受け入れをしており、事前に予約をもらい、パンフレットをもとに所長あるいは副所長が園内を案内し保育への取り組みや活動の特徴などを説明をしている。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入所の説明会は3月上旬の土曜日に保育所毎に行い、入園のしおりをもとに保育所の理念や保育方針、園目標、年間の主な行事などを所長が説明をしており、参加が難しい方には別の日を設定するなどの配慮もしている。所長、副所長、看護師、主査が子どもの成育歴などの個別の聞き取りを行っている。保育所のしおりに基づくサービス内容の詳細な説明を行い、保護者から説明内容に関する同意を得る仕組みが整い対応が進められている。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	市内の公立保育所への転園の際には、個人記録や健康記録などの原本を転園先に引き継ぎ、市内私立保育所にはコピーしたものを渡して継続した保育支援ができるように配慮している。家庭保育に変更になった場合には特別な働きかけはしていないが、卒園児には夏まつりや運動会などの行事へのお誘いの案内を配布して参加を促している。

Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	親子遠足、夏まつり、運動会などの行事毎にアンケート調査を行い、保護者の意向や要望などを把握して整理し、結果を保護者に周知して次年度の行事内容の改善などに反映させている。クラス懇談会、個別面談、保育参加を通じて把握した意見や要望などは職員会議で共有し協議を行い、保育活動の改善・工夫や設備などの改修に活かしている。また、保護者から寄せられた要望などには対応できることからできるだけ迅速に取り組むように努め、保育所内への掲示や懇談会などで保護者に向けて説明し伝えている。
Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	日頃からの保護者とのコミュニケーションに心がけ、送迎時の会話や気軽に相談に応じることができる雰囲気作りに努めており、保育所では保護者と関係を大切にしている。必要に応じて保育参加などの機会には、保護者からの相談を受けるなどの対応も行っている。保護者の意向などはクラス懇談会と個別面談、行事後のアンケート調査、日々の会話などから把握している。把握した意見や要望については職員会議などで検討・協議を行い、保育所だより・クラスだよりで報告するとともに所内に掲示をして周知を図っている。また、保護者が意見などを出し易いよう、保育所内にご意見箱を設置したり、第三者委員の紹介を掲示している。
Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	保育所のしおりに「ご意見・ご要望について」の項目を明記し、意見などの提出方法、苦情受付担当者・解決責任者・解決総括責任者・市で委託している第三者委員の名前を記載して周知している。また、ご意見・ご要望については直ちに丁寧に対応し、必要なことは所内の掲示板でも広報し全体に伝えている。苦情対応については、市保育課と連携を取り、職員間で対応策を話し合い、できるだけ迅速に解決できるように配慮している。
Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保護者から寄せられたご意見・ご要望については、朝礼や職員会議で職員間で共有し検討を行っている。また、担任や所長が保護者と速やかに話し合い個別に対応する配慮もしており、できるものは迅速に対処するように努めている。保護者会からの提案や申し出なども受け付けており、同様にできるものから迅速に対応などを行っている。

Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	危機管理の定義・目的・手順から危機管理体制の整備、危機の予知・予測及び未然防止に向けた取り組み、事故（災害）発生時の対応、保健・衛生管理、対応の評価と再発防止に向けた取り組みなどが取りまとめられた保育所危機対応要領が策定されており、職員間で共有・周知されている。保育所危機対応要領には、地震・火災・台風・水害などの災害時の対応が盛り込まれている。また、毎年ヒヤリハットに関する報告をもとに、注意事項を記載したヒヤリハットマップを作成・掲示して保護者や職員間での注意喚起につなげている。毎月の避難訓練など、散歩や所外行事の際の対応としては、連絡体制を整備してリスク管理に努めている。不審者情報などは市からファックスなどを利用して保育所に一斉配信され、掲示と口頭などで職員及び保護者に周知され対応に活かしており、不審者対応の検討も進め、防犯灯を設置して保育所周辺の居住者にも周知している。保育所入口には時間で点灯するライトを設置して防犯への配慮に努めている。
Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	子どもたちには散歩から帰ったら手洗い・うがいを徹底し、健康に配慮した生活に努めている。感染症マニュアルに沿って職員・保護者に周知し、子どもたちの安全確保に取り組んでおり、嘔吐対策として消毒液などの準備も毎日行っている。また、感染症の流行の時期には保健だよりで情報を提供し注意喚起に活かしている。所内で感染症が発生した際には、各クラスに掲示を行い、保護者に周知して予防につながる対応を進めている。月２回市内の感染症の流行情報が市から提供され、事前の対策につなげている。
Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	施設内設備に関しては早番職員が毎日点検し朝礼でも確認しており、年齢別のチェックリストでも毎月の確認を行っている。施設内設備・固定遊具・年齢別のチェックリストが準備されており、定期的に確認を行い、子どもたちの安全確保に活かしている。副所長がリスクマネージャーに配置され、チェックリストの確認を検証している。毎月の避難訓練や定期的な総合避難訓練などを行い、緊急時の対応に関するシミュレーションによりいざという時に備えた対応が実施されている。

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	行政として保育実施要領や保育所職員ハンドブック、職務分担表などを作成している。また、一人ひとりを大切に保育の冊子を作成し、保育者としての基本姿勢を明記し、標準的なサービスが提供できるようにしている。園独自のものとして時間外保育マニュアルを作成し、早番・遅番の仕事の実施方法などが明記され職員間で周知・共有されている。
Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	保育所のしおりの保育所共通部分については所長連絡会で毎年度見直しを行い、各保育所に関する部分は保育所毎に年度末に見直しを実施しており、見直し改善された内容は変更部分として差し替えている。また、危機管理マニュアルなどの保育実施要領は所長会の運営部会で見直しが行われ、必要に応じて改定し全職員に配布される。

Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別 的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	子どもの様子は日々の保育活動や送迎時のやり とりなどで把握し、年齢毎の年間指導計画や月 間指導計画に活かし作成している。保育課程を 基に全園児の個別の年間指導計画や月間指導計 画を作成し、職員会議で報告評価を行い翌月の 計画作成に反映させている。クラス毎の週の計 画は掲示して保護者に知らせ、子どもとの会話 や準備などに活かしている。
Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計 画の評価・見直しを行っている。	a	保育の計画は年間指導計画と月間指導計画・週 間指導計画とともに、全保育児の個別の月間指 導計画があり、計画をもとに保育が行われてい る。年間指導計画は秋と年度末の年２回クラス 毎の評価・反省を基に職員会議で評価・見直し を行っている。月間指導計画や週間指導計画・ 個別の月間指導計画はクラス担任が評価・反省を 行い、所長・副所長に提出している。
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス 実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化し ている。	a	クラス別月間指導計画と週間指導計画と実施内 容の記録の形式が定められており、それに毎日 の保育活動の様子や評価・反省が記入されてい る。また、月の個別計画が作成され、子どもの 姿や援助の内容とその結果の成長の様子などが 記録されている。これらの計画はクラスの担当 者が記入して所長・副所長が閲覧・確認し、職員 会議でクラスの子どもの様子として報告されて いる。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体 制が確立している。	a	子どもの生育暦や健康記録、歯科検診の結果、 成長の記録などの個別の記録はファイリングさ れ事務所の書棚に常時保管されている。ファイ リングシステムに基づき書類の保管方法が徹底 され、保管期間が過ぎると廃棄することになっ ている。事務所の書棚は早番の職員が鍵を開 け、日中は出し入れしやすいように空けたまま にし、遅番職員が最後に施錠し管理している。 保育実施要録に市の個人情報保護条例や福祉関 係者の個人情報の適正な取り扱いのガイドライ ンに基づき、プライバシー・ポリシーの取組み が明記され職員に周知されている。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	市の保育方針や理念、保育目標に基づき保育所の保育方針を決め、年度末の職員会議で見直しを行っている。年齢や子どもの発達、健康や家庭状況などを考慮しながら、意欲的に生活を楽しみながら成長できることを目標にしている。今日の保育活動としてクラス毎の様子を掲示したり、園の様子として行事の取り組み内容を写真で掲示するなど、保育の内容が保護者に伝わるようにしている。乳児クラスの年間指導計画は内容が養護・生活・遊び・環境・食育の項目に、保育課程では養護と教育の項目があり、乳児クラスも教育の項目は5領域で構成されている。保育課程に基づいた計画を立案するという連続性を考え項目の検討を期待したい。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	0歳児室は2階の奥にあり、落ち着いて生活できる環境になっている。ゆっくりくつろげる環境や自分を出して甘えられる関係が大事だと考えている。子どもの興味や関心が育つように、子どもの目線が行くところにおもちゃをかいたり、状況に応じてコーナーをつくり遊びの保障ができるようにしている。午睡時には乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のために児童確認表を活用して15分おきに体位を確認し所定の用紙に記録している。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	月毎の個別計画が作成され、月初めの子どもの姿を基に保育者の援助が記入され、子どもへの支援が行われた月末には、子どもの様子と共に成長が見られたところや次月への課題などが明記されている。具体的な保育活動は週間指導計画に記入され、毎週行われている週案会議で検討されている。清潔で安全な環境の中で、一人ひとりが気持ちを受けとめてもらい安心して生活できるように配慮している。クラスにままごとや手先の遊び、絵本のコーナーがあり、子どもが自由に遊ぶことができるようになっている。1歳児のオムツ交換ではトイレの入り口にバスタオルを敷いて交換をしており、プライベートゾーンへの配慮などの検討が必要と思われる。
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	保育課程に基づき、養護と5領域の教育の年間指導計画や月間指導計画が作成されている。個々の子どもの姿を捉え、保育者の援助や配慮を基に決め細かいかわりができるよう個別計画が作成されている。3歳児クラスにはままごとコーナーを設けたり4歳児クラスにはパズルを置くなど年齢に応じた保育環境を整えるよう配慮したり、子どもが自信を持って主体的に活動できるよう保育活動を工夫している。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a	接続期プログラムを作成し、市の子育ての目安「3つのめばえ」を基に幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指している。小学校訪問は2校と年2回行い、1・2年生と交流する機会を設けている。退職校長による相談事業があり月1回の巡回相談や年長児の保護者に対しての就学前講和などが行われている。児童要録を学校に提出することや開示請求などの情報は年長の個人面談やクラス懇談会の時に知らせている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>園舎の老朽化もあり、園外保育の日や未満児交流の日を活用して職員で保育所内のペンキ塗りを行い保育環境を明るくしたり、子どもの生活の流れを考え3歳児以上のクラスはホールを食事の部屋にするなど子どもが心地よく過ごせるようにしている。また、各クラスには棚におもちゃを並べて取りやすくしたり、マットや押入れの下を活用するなどして自由に遊べるスペースを確保し意欲的に興味を持てる環境を整備している。施設内設備や固定遊具などの安全点検チェックが毎月1回行われ、園舎や保育室内が子どもが生活する場としての安全が保たれているかの確認をする機会をもっている。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>基本的な生活習慣が身につくよう個人差に配慮した援助ができるように、個別計画を作成している。2歳を過ぎた頃から箸の使い方を遊びの中に入れて興味を持たせたり、年長児の秋ごろから歯みがき指導をして家庭でも自分から磨いてみようという気持ちになれるよう援助するなどの機会をもっている。自然の中で体を動かして遊ぶことを大切にしようと考え雨以外の日は戸外で遊ぶことを保育活動の中心に置いている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>収穫したジャガイモを夏まつりのお店屋さんで売りたいと子どもたちの声から、袋に入れるジャガイモの数や商品の並べ方を子どもたちと意見を出し合いながら決めるなど、協力して行事を楽しむ活動が行われている。園庭で年長児が遊んでいる大縄跳びに3歳児が挑戦するなど、異年齢でふれあう活動が自然に展開されている。今後は年齢に応じたおもちゃの種類や数・並べ方・提供の仕方、遊びの継続に配慮した環境や子どもが自ら遊びを選んだりできる保育環境の工夫なども期待したい。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所の回りにある公園や牧場などの自然環境を活かして戸外に出で遊ぶことを大事にしている。ブドウ畑を見ながらの散歩先では虫やザリガニ、どんぐりを見つけて取ったり、牧場で牛に触れたり見たりする機会もある。散歩に出かける時には、散歩記録表に行き先や散歩の目的、帰園時間などを記入し、健康チェック、持ち物などの確認欄に必要事項など記載し確認して出かけている。また、警察の人に来てもらい知らない人にはついていけないなどの防犯教育に取り組む機会ももっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>絵本や紙芝居の読み聞かせはクラス毎に昼寝前のクールダウンの時にしている。絵本や紙芝居を読み聞かせることを通して、豊かな言葉や創造の世界に触れ、子どもたちの感性を育むことを大事にしている。人形劇を観賞した後に子ども同士で言葉のやり取りをしながら再現して遊ぶ姿が見られたり、絵本の貸し出しも行い、ホール入り口の角に本棚が設置され貸出ができるようになっており、親子が絵本を通して楽しむ機会を提供している。また、新しい本や年齢に合わせたお勧めの本の紹介もしている。</p>

A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	年間指導計画は前期と後期の年2回の反省、評価を行い次期の課題を明記している。週間指導計画は保育の実施内容の記録とセットになっており、日々の保育の評価と反省の記入欄と次週への展開欄に担当がそれぞれが保育を振り返り記入することになっている。職員会の後に自主学習の時間を設け、年間計画に沿って研修が保育課題をテーマに行われている。園外研修には保育関係機関などの研修や保育内容別研修があり、受講後には受講復命書を提出して学んだことを保育に活かし専門性の向上につなげるようにしている。

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	市で作成している保育実施要領にある保育内容の設定や保育方法についての保育者の役割などに基づき、子ども一人ひとりを大切にしたい保育を実践することを心がけている。個別の子どもの状態は3歳児未満のクラスは連絡帳、3歳児以上のクラスでは記入する内容の違う健康連絡ノートで把握し、日々の保育活動に活かしている。全ての子どもの個別の保育計画を毎月作成し、子どもの姿や保育者の援助・配慮などをもとに保育活動が営まれ、次月の課題につなげている。クラスの様子や気になる子については職員会議で話し合い、個別に配慮したかわりが全職員でできるように努めている。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	配慮が必要な子の保育にあたっては、個々の子どもの姿に合わせた個別の指導計画を立案し、日々の様子もきめ細かく日誌に記録して配慮しながら保育ができるようにしている。長時間保育園にいる子もいるので、周りの子どもから世話を焼くなどの姿も見られている。年2回の臨床心理士の巡回相談や作業療法士の指導を受けるなど、専門機関の支援や保育への指導などを受けながら連携した保育ができるようにしている。また、専門機関で受けた助言をもとに職員間で学習会をしている。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a	長時間の保育の時には、安全に落ち着いて過ごせるように心がけ、子どもとゆっくり関わるようにしている。時間外保育日誌の早番の欄には最初に登園した子どもの名前を記入し、8時30分時点のクラス別の登園児数を書くことになっている。夕方は5時と6時時点の子どものクラス別人数を記入して、最後に降園した子どもの氏名を記入している。0・1歳児と2歳児以上のクラスを子どもたちの成長に応じて合同の保育にしたり、6時30分以降は全クラスが合同保育になって、パズルやドミノ、ブロックなどの遊びをしてお迎えまでの時間を過ごしている。時間外保育日誌にはどんな遊びをして過ごしたかの記述は見られないことから、保育の連続性の視点からも遊んでいる様子や子どもたちの行動・変化なども記録することを期待したい。

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>家庭での子どもの健康状態は登園時の健康観察や3歳児未満のクラスは連絡帳、3歳児以上のクラスは睡眠や朝食・排便などが記入できる健康連絡ノートで把握し、保育をする上での配慮事項として活用されている。入園時に提出してもらった既往歴や健康記録などを活用し健康管理に役立てている。年2回行われる定期健康診断や歯科検診、毎月の身体計測などの結果はそれぞれの記録用紙に記入され、保護者に知らされている。はだし保育を推奨し園庭でもはだしになって過ごしており、体調などの配慮もして無理強いをしないようにし外に出る時には靴を履いて出るように心がけたりもしている。また、睡眠が十分取れるように、2歳以上の子どもたちは食事が終わるとすぐに園庭で身体を動かして遊ぶ時間を持っている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>年間の食育計画は年間指導計画の食育の項目に食のマナーなどの取り組みの計画として記載されている。園庭やプランターでナスやトマト、大根、落花生、芽キャベツなどが収穫され、給食室で調理してもらい食べたり、お土産として家庭に持ち帰って食べるなど様々に食材の栽培や食べることを楽しむ機会をつくっている。2階の5歳児室の前には食育図鑑として収穫した野菜の写真などが掲示され、食を身近に感じる取り組みが見られる。離乳食をフォトフレームで展示し保護者に見てもらったり、毎日の献立内容の展示も夏の間は写真で見せるなどの工夫をしている。春になると園庭の桜の下や2階のベランダで給食を食べるなどの工夫をしており、季節を感じる楽しみの一つになっている。また、お楽しみ会やお別れ会ではテーブルクロスを敷いて花を飾ったり、4・5歳児が合同で食事をしたり、小遠足と称して2歳児以上がお弁当を持って公園で食べるなどの取り組みも行われている。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>毎日の喫食状況は3冊ある検食日誌に0歳児、1・2歳児・3歳児以上のクラスがそれぞれ給食の感想を記録し、1週間毎に給食室に提出しており、調理師が参加して毎月行われる給食研究会で報告・協議され、翌月の献立内容に反映されている。予定献立表や離乳食献立表・給食だより・離乳食だよりなどを保護者に配布したり、給食のサンプルや3大栄養素の内容を掲示するなど、保護者に子どもの食生活について理解を深めてもらえるように工夫している。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>年2回行われる健康診断や歯科検診の結果は書面を通して保護者に伝えられ、身体計測は3歳児未満のクラスは毎月、3歳児以上のクラスは2カ月毎に行われ、保護者に結果を伝えている。5歳児は歯みがきのブラッシング指導を受け、その結果を保護者に伝えるなど、歯の健康に関する意識を高める機会をつくっている。0・1歳児は乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のために午睡時の睡眠チェックを15分毎に行い予防している。年度初めに0歳児のクラス懇談会の時にも乳幼児突然死症候群の内容について伝えるようにしている。</p>

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	a	<p>食物アレルギーのある子に対しては、食物アレルギー対応マニュアルに基づき、生活管理表を提出してもらい対応することになっている。毎月献立表をもとに、保護者と所長、調理師、担任が献立内容を確認して給食を提供している。アレルギー食の提供の際には、別のトレイにアレルギー児用の食器を載せ、担任と給食担当が確認して配膳している。また、緊急時に対応できるように、全職員がアドレナリン自己注射の使用法の研修を受講している。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	a	<p>衛生管理マニュアルが作成され、調理を行う上での手順や手洗いの手順をマニュアルに基づいて実施している。調理師個々の健康状態や服装、身だしなみに関するチェックリストがあり、個別に点検して記入したり、食材の管理や調理器具・設備の衛生上の管理などの点検が行われ、食中毒の予防に努めている。</p>

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	a	<p>毎月の献立予定表や離乳食献立表の他に、給食だよりや離乳食だよりを発行し配布している。毎日の給食のサンプルを展示したり、離乳食や食事の様子をフォトフレームで紹介し、保護者と食に対する共通認識を持てるように働きかけている。保育参加の時には給食の試食をしてもらい、家庭での味付けの参考にしてもらう機会にしている。</p>	
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	a	<p>送迎時に保護者と直接話す機会をつくり、コミュニケーションを大切にしたい対応を心がけている。子どもの日中の様子はクラス担任から当番職員に口頭で伝えられ、その内容をクラス別の一覧表の特記事項の欄に記入し、保護者に伝えるように配慮している。連絡帳に書かれた相談事には、事前に所長と担任が対応方法を相談の上、直接合って話を聴くようにしている。毎日の保育活動の様子を掲示したり、保育所だよりの他にクラスだよりを毎月発行し、保育所での子どもの様子が分かり安心してもらえるようにしている。</p>	
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。</p>	a	<p>年4回クラス懇談会が行われ、そのうちの1回はクラスの判断で個人面談にする場合もある。懇談会ではクラスの子どもの様子を発達を踏まえて伝えたり、年間のクラスの保育目標や保育の流れを説明したり、保護者からの意見や要望などを聞く時間を設けてコミュニケーションを図っている。</p>	
<p>A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	a	<p>行政で作成した虐待対応マニュアルで対応している。受け入れ時には丁寧な健康観察を行うようにして着がえ時の身体確認、保護者の様子の観察などを意識して見ていくように配慮している。変化を感じた時には写真を撮ったり記録をするように努めている。保護者には緊急を感じた時には通報する旨を伝えている。また、子どもの状況や保護者への対応については職員間で共有できるようにしており、疑わしい事例があった場合には市の担当課に連絡をするなど、関係機関と連携できるようにしている。</p>	